

赤ん坊の指を食いちぎった事件(静岡県、1976)を受けて(旧)島田市では「捕獲器」貸し出しが開始され、政府広報も手伝って全国に波及する。

動物遺棄の抑止と都道府県等による「猫の引き取り業務」が招いた混乱、関係者が直面した矛盾・葛藤。それらを本論文は統計資料の沈黙の裏に読み取り、同時代の証言や新聞記事を駆使しつつ浮き彫りにした。価値観の相克に翻弄される行政の姿や「殺処分」の不条理を冷静に分析する手際も特筆に値する。

この状況が大きく変わるには、旧法制定後四半世紀の年月が必要であり2000年以降、従来の「殺処分」を回避する法改正が目指され「野良猫」撲滅を目指す方向へ世論の風向きも大きく変わる。その帰結を2019年の法改正に見定めることもできようか。ここには「犬猫」と戦後日本社会との「関係史」という未開拓な分野が立ち上がる。「愛護」の対象と認定された動物の置かれた環境から翻って人間社会を問う。この視点・発想の転換は、問題意識、方法論としても斬新であり、文理を跨ぐ社会的課題を巡り、行政と市民の関係を含め、従来の通念への再考を迫る。

21世紀以降の動向については、別途研究書や一般書も少なからず存在する。だが犬猫の生息環境には地域差も大きく、法律による対応にはなお多くの問題が燃えている。

\*総合研究大学院大学博士課程論文審査(2019年7月5日)に取材。なお本論文により著者は9月27日に「総研大賞」を長谷川真理子学長より授与された。その出版刊行が待たれる。

連載199  
春藤献一博士論文『戦後日本の動物愛護 1947-2000』をめぐって  
動物愛護法案の成立はなぜ犬猫殺処分行政へと繋がったのか

稲賀繁美  
国際日本文化研究センター研究員・  
総合研究大学院大学教授・  
放送大学客員教授

占領期から半世紀の日本における動物愛護運動については、まとまった総括的研究が存在しなかった。社会史、畜産学、法学などの分野でも先行研究は皆無に等しく、一次資料の精査も等閑のままだった。春藤献一の博士論文はこの欠落を補う初めての成果である。

具体的には、占領期の愛護運動へのガスコイン会長、パロット副会長ほか、占領軍上層部の女性たちの関与、日本での動物虐待を問題視する英国報道に対する日本側の対応などを皮切りに議論が展開される。欧米側と日本側関係者との利害が対立し、日本動物愛護協会とは別に日本動物福祉協会が創設された経緯。議員立法としての「動物の保護及び管理に関する法律」

(1973)の制定過程では、この法律に愛護協会の理念が「転写」されたとの仮説を提起する。さらにパイロットケースとしての代々木の動物病院設置が、六〇年代以降の都市部を中心とした動物病院の広範な一般化に先鞭を付けた事実なども再発掘された。

日本では狂犬病は五〇年代末までに撲滅された。だが愛護法の制定とは裏腹に、実際には行政による大量の犬猫殺処分が実施されるようになる。政府は行政による引き取りを義務化した。各地方自治体の現場では対応が追いつかない。また犬はともかく猫は崇るといった「迷信」もなお根深く、猫の殺処分実施には行政担当者にも大きな抵抗感があった。

京都のように国に先駆け条例を設けた自治体もあり、地域差も大きい。飼育ライオンによる殺傷事故(埼玉県、1978)から都では猫の室内飼育を義務化する条例案が提出され「ニャン論争」となる。また猫が